

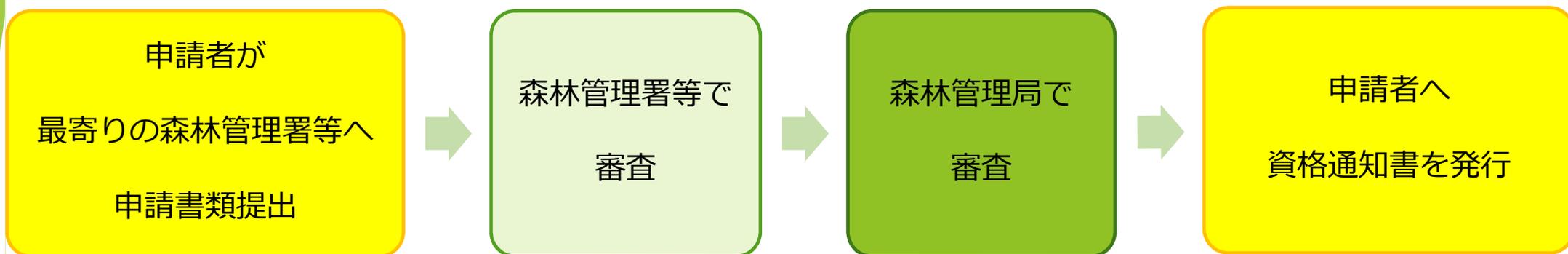
国有林野事業における林産物の売払に係る競争参加資格審査の申請について

林産物の売払の競争参加資格とは？

- ・ 森林管理署等で入札執行する国有林野事業に属する林産物の売払いに参加希望の場合、必要となる資格です。
- ・ 現在、令和2年度～6年度まで有効な資格申請を受けております。
(最長5年間有効な資格です。
令和4年度に資格を申請しても、有効期間は令和6年度までです。)
- ・ 資格は全国の国有林野事業の林産物の売払い参加に有効です。



申請から通知書発行までの流れ



※申請から通知書発行には数ヶ月要することもありますので、入札参加の場合、お早めにご準備ください。

参加者に必要な資格

- ・ 予算決算及び会計令第70条又は第71条の規定に該当する者でないこと。
- ・ 木材生産、売買又は加工に関する営業の経験が2年間を超える者。
(ただし、木材業者の証明書を有している者はこの限りでない。)
- ・ 申請日の属する年の1月1日の直前2年間における年間平均木材購入量が素材換算30m³を超える者であること。
- ・ 会社更生法に基づく更生手続申請者については森林管理局HPにある「公示文書(PDF)」に詳細な記載があるので、そちらを参考のこと。



※資格の有無が不明な場合は、最寄りの森林管理署等へご相談ください。

申請書の記載方法

- ・ 森林管理局HPにある「競争参加資格審査申請書(EXCEL)」もしくは最寄りの森林管理署等から申請書を受け取り、必要事項を記載。
- ・ 記載方法は森林管理局HPにある「申請書の作成要領(PDF)」を参考のこと。

※記載方法に不明な点がある場合は、最寄りの森林管理署等へご相談ください。

申請に必要な提出書類

事業体の場合

- ・ 申請書
- ・ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）または登記簿謄本
- ・ 木材業者であることを証明する書類
- ・ 財務諸表 ①賃借対照表
②損益計算書
③株主資本等変動計算書

※森林組合の場合は剰余金処分案等でも可

- ・ 納税証明書（その3の3）



個人事業主の場合

- ・ 申請書
- ・ 所得税青色申告決算書またはこれに類する書類
- ・ 納税証明書（その3の2）

※上記書類のうち、公的機関発行の証明書類は原寸大かつ鮮明であれば写しでかまいません。

※行政書士等に申請を委任する場合は「委任状」の提出も必要です。

※公的機関が発行する書類については発行日から提出まで6ヶ月以内のものをお願いいたします。

※納税証明書は国の競争参加資格のため、地方自治体（市区町村）で発行する「県民税」や「法人事業税」等の納税証明ではありません。税務署において取得ください。

※納税時の領収証書ではありません。

※財務諸表類は直前1年間の事業年度分です。

申請書記載の注意点

※森林管理局HPにある「申請書の作成要領（PDF）」を参考に作成ください。
 こちらには質問・修正依頼の多い箇所を抜粋して記載しております。

様式1

※整理番号

競争参加資格審査申請書

令和 年 月 日

関東 森林管理局長 殿

申請者住所
 （法人の場合は所在地）

_____ (〒 _____)

（ふりがな）
 商号又は名称

_____ (TEL _____)

代表者氏名

申請代理人郵便番号

申請代理人住所

申請代理人電話番号

申請代理人氏名

代表者氏名は役職も記載ください。

行政書士等による申請の場合はこちらにも記載ください。
 委任状の提出も必要となります。

1 業種区分

業種は 製材業 合・単板製造業
 繊維板製造業 削片板製造業
 パルプ製造業 チップ製造業
 木工業 素材生産業
 素材流通業 その他
 から選択し、記載。

2 営業年数

登記のある方は法人成立の年月日から申請日までの満年数。
 （休業期間があれば差し引くこと。）

4 木材購入量

申請日の属する年の1月1日の直前2年間
 R5申請であれば、R3・R4の2年間となります。

1 業 種 区 分	(1)業 種	(2)主従別	2 営業年数		3 役職員数	人 年		
			年	か月				
5 工 場			4 購入先		w	k		
			木材購入量	(1) 国有林から直接購入			m ³	m ³
				(2) 国有林以外から購入			m ³	m ³
		計		m ³	m ³			
所在地			工場名		主な生産品目			



6 自己資本額	払込資本金		千円	7 氏名	職務内容	経験年数
	準備金及び積立金		千円			
	繰越金(欠損)		千円			
	計		千円			
8 素材生産	(1) 素材生産量		m ³	9 業種	年月日	番号
	(2) 主要所有機械 貸渡出用の	名称	数量			
10 損益計算書	税引前当期利益 (千円)(S)					
11 貸借対照表	① 流動資産 (千円)(m)					
	② 流動負債 (千円)(n)					
	③ 固定資産 (千円)(Q)					
	④ 総資本額 (千円)(R)					
12 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)					%
	② 流動比率 (m/n×100)					%
	③ 自己資本固定比率 (Q/P×100)					%

6 自己資本額

払込資本金

事業体→貸借対照表 純資産の部「資本金」を記載
個人 →青色申告貸借対照表「元入金」を記載

準備金及び積立金

事業体→貸借対照表 純資産の部
「資本剰余金合計+利益準備金+〇〇積立金
+自己株式+評価・換算差額等+新株予約権」を記載
個人 →青色申告貸借対照表「事業主借-事業主貸」を記載

繰越金(欠損)

事業体→貸借対照表 純資産の部「繰越利益剰余金」を記載
個人 →青色申告貸借対照表「青色申告特別控除前の所得金額」を記載

11 貸借対照表

事業体→貸借対照表から該当箇所転記。

個人 →①流動資産

青色申告貸借対照表「資産の部」の科目【現金】～【貸付金】

③固定資産

青色申告貸借対照表「資産の部」の科目【建物】～【土地】

②流動負債

青色申告貸借対照表「負債・資本の部」の科目【支払手形】～【預り金】

※その他仕分け項目について不明点ありましたら、最寄りの森林管理署等へご相談ください。

④総資本額

事業体→貸借対照表の最下段「資産合計」を記載

個人 →青色申告貸借対照表最下段の「合計」を記載

10 損益計算書

税引前当期利益

事業体→損益計算書から転記。損失の場合はマイナスを記載。

個人 →青色申告貸借対照表「青色申告特別控除前の所得金額」もしくは
青色申告損益計算書「青色申告特別控除前の所得金額」を記載



※マイナスの記載もれが見受けられますので、ご注意ください。